

特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について(概要)

令和 2 年 2 月
法 務 省

1. 概要

(1) 分野別運用方針について

特定技能制度は、制度の適正な運用を図るため政府全体の基本方針として「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」を定め、その基本方針にのっとり各受入れ分野毎に「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する分野別の方針」(分野別運用方針)を定めている(両方針ともに平成30年12月25日閣議決定)。

(2) 分野別運用方針の変更について

ア 建設分野における業務区分追加

建設分野における運用方針においては、12の業務区分での受入れを認めていたところ、今般、新たに7つの業務区分(とび、建築大工、配管、建築板金、保温保冷、吹付ウレタン断熱、海洋土木工)を追加する。

それに伴い、同方針に係る運用要領等についても変更を行う。

【現行の建設分野業務区分(12業務区分)】

型枠施工、左官、コンクリート圧送、トンネル推進工、建設機械施工、土工、屋根ふき、電気通信、鉄筋施工、鉄筋継手、内装仕上げ、表装

イ その他

全14分野の運用方針について、仮称としていた試験等の名称記載を正式名称に修正するなど形式的な修正を行う。

2. 今後の予定

令和2年2月28日(P)に特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について閣議決定する。